

# ほっとワークにゅーす

VOL  
49

## 令和8年4月から病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務に！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。また、治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

### 指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

#### 留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

#### 両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

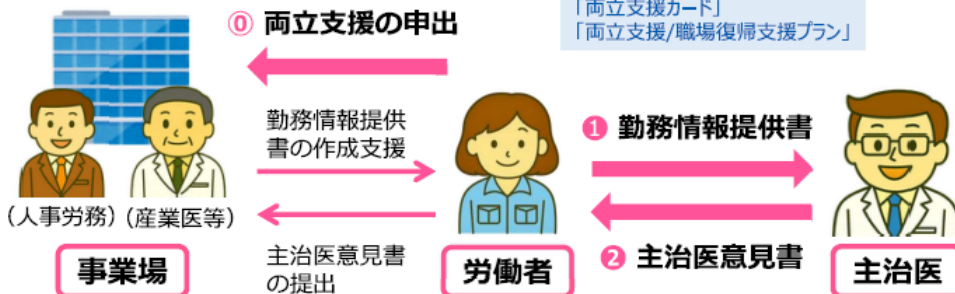
#### 個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：  
「勤務情報提供書」  
「主治医意見書」  
「両立支援カード」  
「両立支援/職場復帰支援プラン」

#### ③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



#### ▼ 両立支援ナビをチェック

厚労省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」では、指針に沿った取組の実践的ガイダンス、企業の取組事例など総合的な情報提供を行っています。



#### ▼ 両立支援コーディネーター

社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、ご活用ください。



#### ▼ 専門スタッフの支援を活用

都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援や事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プラン作成等の支援が無料で受けられます。



#### ▼ 地域の支援情報

都道府県労働局に設置されている「地域両立支援推進チーム」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、両立支援のイベントの実施、事業主等が活用可能な各地域における支援事業の情報の提供等を行っています。



# 令和8年10月からカスハラ対策、求職者等へのセクハラ対策の義務化へ



令和8年10月1日から、企業に対して「カスタマーハラスメント（カスハラ）」および「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」の防止対策が法律上の義務となります。事業主の皆さまは、改正法や指針の内容に沿った対策を行う準備を進めてください。

## カスタマーハラスメント対策の義務化

カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。（電話やSNS等オンライン上の言動も対象）

①顧客や取引先等による言動である事 ②社会通念上、許容される範囲を超えている事 ③労働者の就業環境を害する事

### ▼ カスハラ防止のために講ずるべき措置

- 1.カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
  - 2.カスハラの内容及びあらかじめ定めたカスハラへの対処の内容を労働者に周知する
  - 3.相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
  - 4.相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする
  - 5.特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する
- <実際にカスハラが起きた際の対応>
- 6.事実関係を迅速かつ正確に確認する
  - 7.速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
  - 8.再発防止に向けた措置を講ずる
  - 9.以上の1~8と併せ、相談した労働者のプライバシー保護措置を講じ、相談者である労働者に対し不利益な取扱いをしないことを定め、労働者に周知・啓発する

## 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

### ▼ 求職者等セクハラ防止のために講ずるべき措置

- 1.求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
  - 2.求職者等セクハラを行った者については厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を労働者に周知・啓発する
  - 3.求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者に周知・啓発する
  - 4.相談窓口をあらかじめ定め、求職者に周知する
  - 5.相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする
- <実際にセクハラが起きた際の対応>
- 6.事実関係を迅速かつ正確に確認する
  - 7.被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
  - 8.行為者に対する措置を適正に行う
  - 9.再発防止に向けた措置を講ずる
  - 10.以上の1~9と併せ、相談した労働者及び求職者のプライバシー保護措置を講じ、相談者である労働者及び求職者に対し不利益な取扱いをしないことを定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ

大阪労働局雇用環境・均等部指導課 TEL：06-6941-8940（平日8:30~17:15）

## スモークフリーシティ・すいた

スモークフリーとは「たばこの煙のない状態」のことを言い、スモークフリーシティとは「たばこの煙のないまち」を意味します。喫煙者本人の健康を守ることをはじめ、みんなが健康で安心して暮らせるまちづくりのために、吹田市は「スモークフリーシティ(たばこの煙のないまち)・すいた」の実現をめざしています。

「お問い合わせ」 吹田市役所 健康医療部 健康まちづくり室  
所在地：吹田市出口町1番3号(吹田市保健所内) 電話：06-6384-2614



吹田市HP

